

償却資産の未申告事業所、見逃していませんか？

公平で適正な課税を実現するために、調査の第一歩をお手伝いします。

償却資産に係る固定資産税は「申告制」であるため、事業者からの申告がなければ課税できないという構造的な課題があります。

実際、多くの市町村のご担当者様が、「未申告の事業所の存在は把握しているが、調査に手が回らない」とお悩みを抱えていらっしゃいます。

当社が実施した市町村向けアンケートでも、「償却資産の未申告事業所を調べたい」というご要望が多数寄せられました。しかし、実際には次のような理由から、調査に踏み切れない自治体も少なくありません。

- どの事業所が対象なのか、洗い出しが難しい。
- どうやって調査を進めればよいか分からない。
- 担当者に経験や知識が足りず不安がある

大和不動産鑑定が支援します。

当社では、これまでの不動産評価や固定資産税に関するコンサルティング経験をもとに、未申告事業所の調査支援サービスを展開しています。

- 未申告の可能性のある事業所を絞り込むためのロジックのご提案
- 商業データや地図情報を活用した調査対象の洗い出し
- 調査票・通知文書の作成支援
- 調査結果の分析と今後の対応方針の助言
- 内部資料や手順書の整備 等

償却資産の適正な申告と課税は、税収確保だけでなく、住民全体への公平性にも関わる重要なテーマです。

限られた予算・人材の中でも、現実的な成果を出す支援がここにあります。ぜひ、当社の知見と実績を活用いただき、着実な一步を踏み出してみませんか。